

奈良工業高等専門学校点検評価に係る教育の内部質保証に関する実施要項

令和2年5月14日 制定

令和7年4月10日 改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校点検・評価規程第10条の規定に定める教育の内部質保証の実施については、この要項の定めるところによる。

(点検・評価を行う対象)

第2条 点検・評価を行う対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 教員
- 二 学科
- 三 専攻科
- 四 各種委員会
- 五 各種センター

(教育活動の検証)

第3条 本校の教育の質を保証し向上させ、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明するため、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシー(以下、「三つの方針」という。)や人材養成目的、アセスメントプラン等に沿った検証を次の各号に従い段階的に実施するものとする。

一 科目レベルにおける三つの方針の検証については、総務委員会の指示の下、複数の教員によるグループFDにより行うものとする。(図1)

教員は、自らの教育活動の有効性について、ディプロマポリシーに定められた学習成果と関連付け、シラバスと実際の授業内容との整合性、厳格な成績評価の実施、教育方法及び研究指導等について、授業アンケートの結果や単位認定状況等の客観的なデータを活用して自己点検・評価した資料を作成し、グループを構成する教員において相互チェックを行うものとする。

二 学科主任や専攻科長は、前号の資料を基に、カリキュラムレベルにおいて個々の教員の自己点検・評価結果とともに、学科、専攻科、各種委員会及び各種センター(以下「学科等」という。)で展開した教育活動全般の有効性について、学科等の三つの方針及び人材養成目的等に照らし、教育課程の体系化、学習支援の適切性、学習成果の測定及び社会的ニーズとの適合性等を自己点検・評価した上で資料を作成し、校長に提出する。(図2)

三 校長は、前号の資料を基に、運営会議において本校全体の教育活動等の現状を総括し、本校が掲げる理念・目的の実現に向けた取り組みがなされているかを外部評価や自己点検・評価による結果を利用して確認し、改善を進める。さらに、学科等の教育活動等に対して助言などの支援をする。(図3)

2 前項各号の点検・評価項目は、各種委員会が提案したものを総務委員会が取りまとめる

ものとする。

3 教員、学科等は、成果や達成度を示す前年度実績をまとめた資料を翌年度の4月末日までに総務委員会へ提出するものとする。

4 総務委員会は、前項の資料を取りまとめ、自己点検・評価報告書を作成する。

(実施と報告)

第4条 前条第1項各号の詳細に関しては、総務委員会が決定し、以下の各号に示すものに報告をする。報告を受けたものは改善を行うために第2条の各対象に働きかけを行い、必要に応じて運営会議にも報告または指示をする。

一 科目レベル グループFDメンバーに報告をする。

二 カリキュラムレベル 学科主任に報告をする。

三 全学レベル 企画会議に報告をする。

(最高責任者による状況把握)

第5条 校長は、自己点検・評価報告書及びこれを基に実施される運営諮問会において指摘された事項により、本校の教育研究等の現状を把握するものとする。

2 前項により把握した内容を基に、次の各号について企画会議において協議するものとする。

一 学科等において、三つの方針等に基づく教育活動の展開とその活動の点検・評価の結果が改善・改革につなげる一連のプロセスとして適切に展開されているか

二 本校における教育研究等が適切な水準にあることを社会に対して説明、証明しているか

三 学科等は、内部質保証システムとして機能し、一定の効果を発揮しているか

(公表)

第6条 校長は、前条第2項により協議された結果を運営会議に報告するものとし、学科等と課題を共有した上で、改善を指示するものとする。

2 改善を付託された学科等は、改善案を作成し、校長に提出しなければならない。

(事務)

第7条 教育の内部質保証の検証に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、教育の内部質保証の検証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

図 1

奈良高専における教育の内部質保証システム（授業）

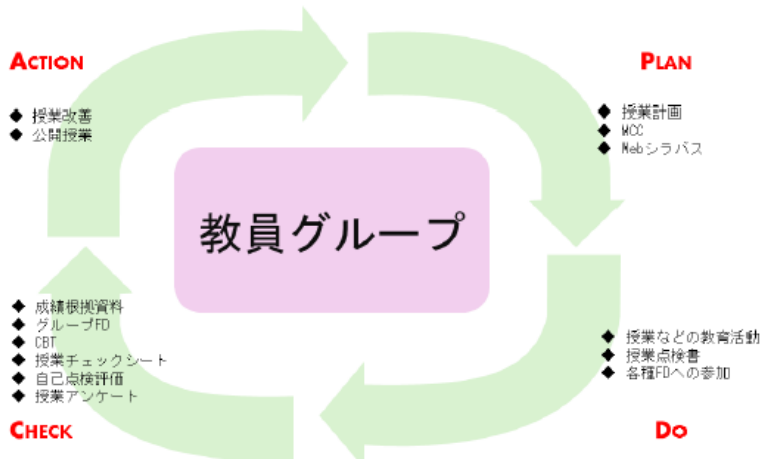


図 2

奈良高専における教育の内部質保証システム（カリキュラム）

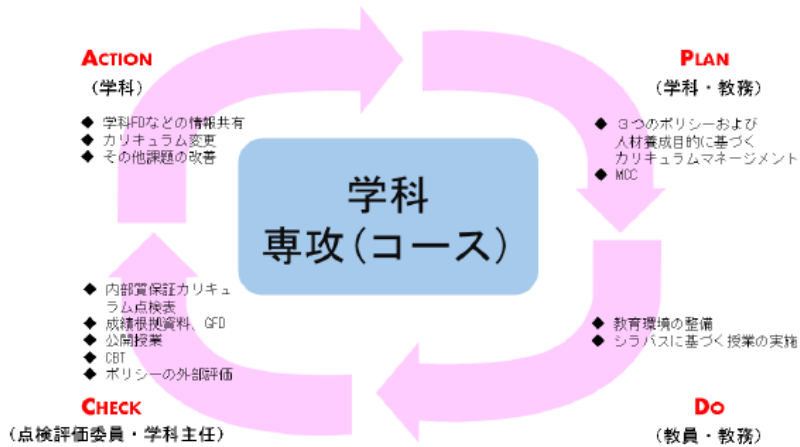


図 3

奈良高専における教育の内部質保証システム（全学）

